

令和8年度佐賀空港周辺航空機騒音調査業務委託仕様書

1 はじめに

この仕様書は、佐賀県（有明海再生・環境課）が委託する佐賀空港周辺の航空機騒音調査の方法について定めたものであり、受託者は、この仕様書に沿って作業を実施するものとする。

2 目的

佐賀空港周辺地域における航空機騒音の実態を把握する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日まで

4 調査地点

佐賀市内3地点、白石町内1地点

詳細な調査地点については契約締結後に打合せを行い決定する。

5 調査内容

佐賀空港周辺地域における航空機騒音の測定及び評価。

6 調査方法

騒音の測定及び評価は「航空機騒音測定・評価マニュアル」（令和2年3月環境省）（以下、「マニュアル」という。）によるほか、以下により行うものとする。

①測定期間及び回数

1箇所につき原則として連続7日間の測定を9月及び12月の2回行う。ただし欠測等が発生した場合には、マニュアルに従い適正に処理すること。日時については契約締結後に打合せを行い決定する。

②騒音の測定及び検出方法

佐賀空港において離陸し、又は着陸する航空機による騒音を対象とすること。測定は無人測定で行うこととし、測定対象の検出は騒音レベルのデジタル記録を用いて、暗騒音レベルと比較し、測定対象を識別する。

③騒音計について

航空機騒音の測定には、計量法第71条の条件に合格し、JIS C 1509-1の仕様に適

合する騒音計（サウンドレベルメータ）で、時間重み付け特性 S(slow)の騒音レベルを時間間隔 0.1s 以下でサンプリングして連続記録する機能を有するもの又は 1 秒間平均騒音レベルを連続記録する機能を有するもの（積分平均型騒音計）のいずれかの機能を備えているものであって、バッテリー式のものを使用すること。マイクロホンには全天候型のウインドスクリーンを装着すること。騒音計は音響校正器を用いて測定開始前と終了後に点検を実施し、その結果を記録すること。

④その他

- 機器の故障等による欠測の発生をできるだけ防ぐ方策をとること。
- 作業員の常駐は特段予定していないが、必要に応じて、見回り確認等による作業員の任意配置も可能とする。
- 騒音源の特定のため、調査地点の他に滑走路近隣地点で実音記録機能を備えた騒音計等で観測を行うこと。詳細な観測地点については契約締結後に打合せを行い決定する。滑走路近隣地点での観測時刻や騒音レベル等により 4 の調査地点の測定結果と比較・照合し、航空機騒音か否かを確認する。
- 天候不良により航空機の運航状況が通常と大きく異なる場合、その日の測定結果は参考扱いとし、追加調査について県担当者と協議すること。

7 結果の報告

航空機騒音調査結果は、マニュアルの附録に示す様式（記入様式 1、記録用紙 1～3）に従い、とりまとめること。結果の速報値として 1 回目の測定結果を令和 9 年 1 月 8 日（金曜日）までに報告すること。

結果一式について、令和 9 年 3 月 12 日（金曜日）までに印刷物で 1 部、電子データ（CD-R）で 1 部、それぞれ提出すること。なお、航空機騒音調査は計量法に基づく取引証明行為に該当することから、計量結果としての計量証明書を受託者が発行すること。

8 その他

- 受託者は現地作業に先立ち、業務計画書を提出すること。業務計画書には業務組織計画（担当者の一覧表を記載すること）、連絡体制表（緊急時含む）及び使用する測定機器の検定書の写しを添付すること。
- 測定地点の土地所有者との連絡調整及び土地の借用にかかる費用の負担は県が直接土地所有者と行う。
- 県は測定期間の佐賀空港における航空機の離着陸実績を受託者に提供する。
- 本仕様書に疑義が生じたとき、または、本仕様書に記載のない事項については、県担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。